

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会
第2回専門委員会②

会 議 録

日時 令和6年6月26日（水）16時30分

場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM
天神スカイホール ウェストルーム

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会②

〔令和6年6月26日（水）〕

開 会

開会

（事務局）

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

まず、委員の異動についてお知らせいたします。福岡市PTA協議会副会長の役職異動に伴いまして、増田亜希子委員に代わり、白川委員に新たにご就任をいただいております。よろしくお願いいたします。

また、福岡市立小学校校長会より、新たに野坂委員にご就任をいただいております。よろしくお願いいたします。

本専門委員会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員7名全員にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議は福岡市情報公開条例に基づき、公開にて開催させていただきます。

開会に先立ちまして、お手元の配付資料のご確認をお願いいたします。

会議次第、委員名簿、会場の座席図をお配りしております。また、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画の方向性（案）」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画の施策体系について（案）」、参考資料1「第1回専門委員会②・③における主な意見」、参考資料2「第6次子ども総合計画策定におけるワークショップの開催について」、参考資料3「子どもに関するデータ集」をお配りしております。また、第5次福岡市子ども総合計画の冊子、第1回専門委員会の資料をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照をお願いいたします。

資料は以上となりますが、皆様お揃いでしょうか。

それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、これより先の進行は、会長をお願いいたします。

議題

（会長）

では、議事に入らせていただきます。本日は、お手元の会議次第にありますとおり、議題として、計画の方向性及び施策体系について審議をさせていただきます。

限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、ご質問やご意見はできる限り簡潔にご発言をいただき、事務局からの説明についても、わかりやすく簡潔にお願いします。

それでは、事務局より、説明をお願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。

お手元の資料1をお願いいたします。第6次子ども総合計画の方向性につきまして、第1回専門委員会では、現計画期間中の主な取組みと、現状と課題についてご審議をいただきました。

本日は、前回いただいたご意見を踏まえながら、特に重要な課題について、要因や背景を分析したうえで、それぞれに対応する施策強化の方向性を整理しております。

詳細は担当係長より説明させていただきます。

(事務局)

こども政策課企画係長でございます。

資料1「第6次福岡市子ども総合計画の方向性(案)」について、ご説明させていただきます。また、参考資料3を適宜ご参照いただきますので、お手元にご準備をお願いします。

資料の構成といたしまして、左側に現計画期間中の主な取組みを、その右側に現状と主な課題、さらにその右側には、施策強化の方向性を記載しております。

まず、現計画期間中の主な取組みにつきましては、現計画のうち、特に学童期から青年期を対象とする目標2に該当する施策6から9について、計画期間である令和2年度以降の主な取組みをピックアップしております。

具体的には、様々な活動の場や体験機会の提供、様々な主体と連携した健全育成の支援、若者等の相談・支援体制の充実、障がい児が必要な支援や療育を受けられる環境づくりなどに取り組んでまいりました。基本的には前回の専門委員会の資料にてご説明させていただいた内容とほぼ同じとなっておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、「現状と主な課題」及びそれに対応する「施策強化の方向性」につきましては、前回の委員会で各委員からいただいたご意見や当事者へのニーズ調査等をふまえ、3つの分野について整理し、記載しております。

上から順にご説明しますと、まず、充実してほしい子育て施策ですが、現状と主な課題といたしまして、経済的負担の軽減を求める声が多いことを挙げております。

参考資料3「子どもに関するデータ集」の10ページをお開きください。充実してほしい子育て施策について小学生保護者にお尋ねしたところ、約7割の方が「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」と回答しています。また、参考資料には掲載しておりませんが、ニーズ調査の自由意見欄をみますと、乳幼児期の経済的支援は比較的充実しているという声がある一方、教育費など、学齢期以降の負担軽減を求める声がありました。

資料1にお戻りください。このような現状と課題に対応するため、施策強化の方向性といたしまして、このニーズ調査後に実施した子ども医療費助成の対象拡大や国による児童手当の拡大などの効果を注視しつつ、国・県とも連携し更なる負担軽減に取り組んでいくことが必要と考えております。

次に、子どもの遊び・活動の場についてでございますが、現状と主な課題といたしまして、屋内で子どもが遊べる場所に関することと、様々な活動などへの参加に関すること、の2点を挙げております。

まず、参考資料3の11ページをお開きください。「居住地域の子育て環境で不満なこと」について小学生保護者にお尋ねしたところ、「雨の日でも遊べる場所がない」が最も多く40.8パーセントとなっております。また、ニーズ調査の自由意見欄をみますと、雨の日以外にも、近年の猛暑傾向への対応として、夏場に安心して子どもを遊ばせることができる場所を求める声もございました。

次に12ページをご覧ください。こちらは、地域活動やボランティア活動に関する今後の参加意向について中高生等本人へお尋ねした結果でございます。地域活動やスポーツ、環境美化など様々な活動について、それぞれ約半数の方が参加したいとの意向を示していますが、前回調査よりも減少傾向となっております。コロナ下での様々な施設の利用制限やイベントの中止等があったことに加え、地域とのつながりの希薄化なども一因となっているものと考えられます。

資料1にお戻りください。このような現状と課題に対応するため、施策強化の方向性として、まず、子どもたちが地域で安全に過ごし、主体的に活動できる場のさらなる充実に取り組むことが必要と考えております。また、関係部局や地域団体などとの連携により、文化芸術やスポーツ、科学、社会貢献、国際交流など、様々な体験機会の充実を図りたいと考えております。

最後に、困難を抱える子ども・若者への支援についてでございますが、現状と主な課題の1点目といたしまして、まず、いじめの認知件数や不登校児童生徒数の増加を挙げております。

参考資料3の13ページをお開きください。いじめの認知件数の推移や、不登校児童生徒の状況を掲載しております。いじめ認知件数につきましては、平成29年度頃から、小学校・中学校ともに、増加傾向となっております。また、不登校児童生徒につきましても、表の上段「1000人当たりの不登校に分類される中学校の生徒数」を見ますと、平成30年度頃から増加傾向となっております。

資料1にお戻りください。これらの要因や背景につきまして、まず、いじめにつきましては、積極的な認知が進んだことに加え、毎月の教育相談アンケートや面談の充実などにより、いじめの認知件数が増加していることが考えられます。また、不登校につきましては、国の分析によりますと、コロナ下における生活環境の変化や学校生活で様々な制約がある中で交友関係が築けていないなど、登校意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景にあるとされており、福岡市においても同様の状況であることが考えられます。これらの課題に対応するため、施策強化の方向性として、まず、いじめの未然防止、積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携など、いじめ防止対策推進法に基づいた対応を徹底していく必要があると考えております。また、不登校につきましては、多様な学びの場を確保するなど個々の児童生徒に応じた適切な支援を講じることが必要と考えております。

現状と主な課題の2点目といたしまして、子ども・若者の悩みが多様化・複雑化していることを挙げております。こちらの要因と背景について、アンケート調査結果をもとにご説明させていただきますので、参考資料3の14ページをお開きください。こちらは中高生等本人へ現在の悩みや心配ごとについて調査した結果でございます。最も多いのは「受験や成績のこと」で64.6パーセン

ト、次いで「自分の将来のこと」や「外見、スタイルのこと」、「お金のこと」「友人や仲間のこと」など、上位8つがそれぞれ20パーセントを超えており、中高生等の悩みが様々であることが分かります。

次に、15ページをお開きください。こちらは、同じく現在の悩みや心配ごとについて、18～39歳の若者に調査した結果でございます。若者の場合、最も多いのは「家計、金銭のこと」で57.3パーセント、次いで「自分の将来のこと」や「仕事のこと」、「家庭・家族のこと」、「健康のこと」「恋愛や結婚のこと」など、中高生等と内容は異なるものの、やはり様々であることが分かります。

続きまして16ページをご覧ください。こちらは中高生等本人に対し、日頃の気持ちや近所の大人との関わりを調査した結果でございます。まず、日頃の気持ちといたしまして、「自分には話せる人がいないと感じることがあるか」を尋ねた設問について、「よくある」又は「ときどきある」と回答した割合は合計で20.8パーセントとなっております。また、「自分はひとりぼっちだと感じる」と回答した割合は合計で24.3パーセントとなっており、身近に相談したり頼ったりすることができる人がいないと感じている子どもが一定数いることが分かります。

また、近所の大人との関わりについて尋ねた設問のうち、「悩みごとを相談できる人」や「悪いことをしたとき注意してくれる人」の有無について尋ねた結果、「たくさんいる」又は「少しいる」と回答した割合は、それぞれ合計で20.8パーセントと46.7パーセントとなっておりますが、いずれも前回調査より減少しており、地域とのつながりが希薄化していることが分かります。

資料1にお戻りください。子ども・若者の悩みが多様化・複雑化している要因や背景といたしましては、先ほどのアンケート結果にもありましたとおり、子どもを取り巻く環境が変化し、身近な人からのサポートを受けにくくなっていることが考えられます。また、それに加え、オンライン上のコミュニケーションが増加し、人間関係や悩みなどが周囲から見えにくくなっていることも一因と考えられます。

このような現状と課題に対応するため、施策強化の方向性として、悩みなどを抱える子ども・若者が、早い段階で、より気軽に相談できる環境づくりや、アウトリーチ型支援の充実に取り組んでいくことが必要と考えております。以上で、資料1の説明を終わります。

(事務局)

続きまして、お手元の資料2「第6次福岡市子ども総合計画の施策体系について(案)」を説明いたします。

左側に第5次計画の施策体系、右側に第6次計画の施策体系の方向性をお示ししておりますが、第6次計画では、現行の3つの基本目標をベースとしつつ、必要な見直しを行いたいと考えております。

なお、右上※印で記載のとおり、第6次計画における目標の名称や施策のくくり・名称、順番につきましては、本日、方向性を確認させていただいた上で検討を行い、次回の専門委員会でお示したいと考えております。

まず、一番上、「安心して生み育てられる環境づくり」でございます。

これまでは、妊娠期から乳幼児期までを対象としておりましたが、施策によっては、この期間だけに留まらず、学齢期以降も実施する必要があるものもございます。さらに、少子化が進展する中、第1回専門委員会①において、男性・女性ともに早期から妊娠・出産・育児について考える機会を充実する必要があることなどが審議され、妊娠前の施策の充実についても検討していく必要があると考えております。そうしたことから、対象を「主に妊娠前から乳幼児期」へ変更したいと考えております。

次に、青枠で囲んでおります「障がい児の支援」でございます。

これまでは、目標1に乳幼児期の支援を、目標2に学童期以降の支援を分けて記載しておりましたが、第1回専門委員会②③の合同開催において、福祉と学校教育の連携強化や、切れ目のない支援の必要性などが審議されたことを踏まえ、現在の目標3に該当するところに「障がい児の支援」として集約したいと考えております。

また、赤枠で囲んでおります、「子育てを応援する環境づくり」と「子どもの権利擁護の推進」でございますが、この2つは行政が主体となって、特定の対象へ支援を行うというより、広く社会全体で子どもを育む観点から、新たに目標を立てて、推進していきたいと考えております。

まず、「子育てを応援する環境づくり」につきましては、国のこども未来戦略において、こども・子育て政策を抜本的に強化する上で重要な課題の1つとして、「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」ことが挙げられ、それに対応する基本理念として「社会全体の構造・意識を変える」ことが掲げられております。また、市の調査においても、子どもや子育て家庭に社会が冷たいといった意見や、仕事と妊娠・出産・育児を両立しづらい職場環境があるといった意見があることから、妊娠・出産・育児を前向きに考えられる社会の実現に向けて、機運醸成などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、「子どもの権利擁護の推進」につきましては、先ほどご説明のとおり、こども基本法において、子どもの権利擁護の推進が、国や自治体、事業主、国民の義務とされており、また、後ほどご説明いたしますが、先日実施いたしました当事者を対象としたワークショップの中でも、子どもの権利や意見表明に関するご意見もいただいたことから、今後、さらに取組みを強化していきたいと考えております。資料2の説明は以上でございます。

続きまして、お手元の参考資料2をご覧ください。

今、申し上げましたワークショップに関しまして、今年2月に開催したこども・子育て審議会において、子どもや若者など当事者の意見を聴き、計画へ反映していくよう、ご意見をいただき、先日、ワークショップを実施いたしました。その結果をこちらにまとめておりますので、ご報告いたします。

実施概要ですが、5月26日と6月1日の2日間に分け、小学生から保護者まで5つの区分で実施し、計65名の方にご参加いただきました。なお、企画運営につきましては、子どもの権利擁護の推進や意見表明支援などの活動を行っているNPO法人に委託しております。

当日の実施内容ですが、まず、ガイダンスとして、目的や進め方、ルールなどを説明し、加えて、小・中学生には子どもの権利について分かりやすく説明しております。アイスブレイクで話しやすい雰囲気づくりを行った後、グループワークとして、ファシリテーターを各テーブルに配置し、サ

ポートしながら、様々なテーマについて、意見交換を実施いたしました。

ワークショップ後のアンケートでは、良かった点として、他の参加者と意見交換ができた、自分の意見を十分に伝えることができた、足りないと感じた点として、時間が足りなかったを挙げた方が多い状況でございます。

別紙をご参照ください。こちらに参加者の意見をまとめておりますので、簡単に説明させていただきます。上から「小学生」ですが、学校教育の内容や、一人一台ずつ配布されておりますタブレット端末に関する意見、両親と一緒に過ごす時間を求める声などがございました。

次に「中学生」では、同様に学校教育の内容や、いじめの相談、教員の質や数、タブレット端末に関する意見のほか、バス料金や、子どもの意見の反映に関する意見などがございました。

次に「高校生世代」では、大学の新設や高校・大学の無償化を求める声、校則や昼休みに関する意見、英語教育の充実を求める意見、いじめや多様な学び、地域の遊び場に関する意見などがございました。

次に、18歳から39歳の「若者」では、教員や保護者、子どもそれぞれの相談先の充実や、SNSの使用について大人の理解を求める意見、図書館や国際交流の場、障がい児教育の充実、子ども食堂に関する意見のほか、子どもや若者の意見を聴く機会やイベントの充実を求める意見などがございました。

次ページをお願いいたします。最後に「保護者」でございますが、まず「学校関連」として、多様な学びや学校教育の充実、教育費の負担軽減、小中高の連携、高校入試制度に関する意見のほか、子どもの体験機会や、子どもの意見を取り入れた学校づくりに関する意見などがございました。

次に「地域の子育て環境」について、保育所など子どもの預け先に関する意見や、保護者同士のつながりを求める声、公民館活動の充実を求める意見などがございました。

次に「支援へのアクセス」について、利用できるサービス等をより簡単に調べられるアプリなどを求める意見や、より身近な相談先を求める意見がございました。

次に「障がい児支援」について、障がいの有無に関わらず、一人ひとりのキャリアプランを求める意見や、サービスの利用手続き、障がい児を育てる親の負担軽減などに関する意見がございました。それ以外にも、男性の育児参加を求める意見や、ひとり親への支援の充実、習い事応援事業の対象拡大を求める意見などがございました。

以上でございまして、当事者の皆様から、多岐に渡るご意見をいただきました。中には市での対応が難しい内容もありますので、そうしたものは国や県へお伝えしつつ、市の施策に関するものは、関係部局と連携し、対応を検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

丁寧な説明をありがとうございました。

これから審議を行いたいと思いますが、その前に、前回の専門委員会で質問がありました「日本語指導のサポートを行った子どもの高校への進学状況」について、担当課からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

学校企画課長でございます。

前回、日本語指導を受けている子どもたちの高校進学状況について、数字を持ち合わせておりませんでしたので、本日改めてご説明させていただきます。

令和5年度で申しますと、中学校3年生の段階で、日本語指導を受けていた生徒が37名おりました。そのうち、36名は高校へ進学し、1名は受かっていた学校があったものの、希望する別の学校へ行きたいという本人と保護者の強い希望があり、現在は高校へ通わずに、来年、受験をするという状況でございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは審議を始めますので、ご意見などがございましたら、お願いいたします。テーマごとに区切りながら審議を行いたいと思います。

まず、「充実してほしい子育て施策」について、先日、2023年の合計特殊出生率の発表がありましたが、日本全体では1.20、東京では0.99、福岡市も下がっており、経済も含め今後の国力を発展させていくうえで、少子化は大きな課題だと思います。先ほどご説明があったとおり、子育ての施策については、国も福岡市も様々な取り組みをしていると理解しております。その上で、結婚や出産は個人の考えを尊重すべきですけれども、子どもを生み育てたいと思う環境を整えていくことが必要だと思っています。

そこで、2点ほどございまして、まず1点目ですが、今の情報化社会では、Twitterだとか、YouTubeだとか、非常に様々な情報が溢れているため、性教育をどのようにしていくのかということは大きな課題だと思っています。性病だとか、避妊だとか、そういったところで止まっているような気がします。福岡県では、産婦人科医や助産師を学外の講師として招いて、性について教育をしています。私も不妊カウンセリングをしていて、もっと早くから妊娠や出産について正しい知識を得たかったという意見をよく聞きますので、学習指導要領の範囲もありますけれども、一歩進んで、性教育等をしっかりと進めていく必要があると考えています。

2点目は、学校教育の中で赤ちゃんともふれあう機会を設けるという取り組みを企業と一緒に実施しました。今の子ども・若者は、赤ちゃんを抱っこしたことがない方も結構いて、実際に赤ちゃんともふれあうと、こんなに面白いんだ、抱っこするってこんなにいいものなんだという気持ちが芽生えてくると思います。母親が赤ちゃんと一緒に学校を訪問して、生み育てることの素晴らしさや大変さなどを説明したり、児童生徒が赤ちゃんを抱っこしたりする体験機会を教育に入れていくことが必要だと個人的には考えています。

少子化については、今後、福岡市、国全体でどう取り組んでいくべきか大きな問題です。そのきっかけとなればと思い、2点意見を申し上げました。

(事務局)

中学校教育課長でございます。

性教育に関する学校での取組みについて、ご説明させていただきます。小中学校におきましては、保健体育の保健の時間、道徳特別活動などの事前教育活動において、性に関する指導を行っております。また、「エイズ教育指導の手引き」や教育委員会で作成した「素晴らしい成長」という資料を活用した指導も行っておりますほか、ブレインストーミングやロールプレイなどを導入し、性について主体的に学べる工夫をしております。加えて、性に関する学習動画を福岡 TSUNAGARU Cloud で配信しております。具体的に申し上げますと、小学校6年生は体について、心について、中学校3年生は性に関すること、性意識の変化、デートDV等、高校2年生は妊娠・出産に関する正しい知識、性的関心、性自認等に関する内容となっており、学習動画を活用した授業を全校で実施しております。

学校内でどのように性教育を実施するかに関しては、当然、文部科学省方針にもよるところですが、いただいたご意見も踏まえ、少子化対策に繋がる取組みができるか検討していきたいと思えます。

(事務局)

学校企画課長でございます。

赤ちゃんとふれあう機会に関してでございますが、家庭科、保健、道徳などで子どもたちの命に関する学習が入っております。

子どもたちの体験機会の充実は必要だと考えており、中学生が保育園へ行く、あるいは保育園に通う子どもに学校へ来てもらうといったふれあいの機会があり、コロナの関係で実施できていなかった状況でしたが、本年度から、再開できるようにしておりますので、これから少しずつ増えていくのではないかと考えております。

それから、赤ちゃんをお持ちのお母さん方がつくる団体から相談があり、赤ちゃん先生という取組みについて、学校にもご紹介し、連携しながら取り組んでいるところでございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それぞれ取り組まれているということはよくわかりました。NPOや企業とも連携しながら、先ほどの赤ちゃん先生などやってもらえたらと思います。

今の話に関連してでも、他のことでも構いません。委員の皆様からご意見を求めたいと思います。よろしくお願いします。

(委員)

よろしくお願いします。

赤ちゃんとのふれあいの件ですが、小学校の総合学習で、色々な地域で花植えをしていたり、子育てサロンをしていたり、そういうところに6年生がグループで行って学ぶという学習がありましたが、コロナで中止になってしまっています。私が子育てサロンをしていて、生まれて3か月くらいから小学校に上がるまでの子がいるので、お昼休みに子どもたちが来て、抱っこしたり、ミルク

を飲ませたり、赤ちゃんとふれあうと、子どもたちの顔がすごく嬉しそうという感じですね。また、赤ちゃんも相手が子どもということで、今まで泣いていた子がにこっと笑ったりするので、色々なところに行くのではなく、もし学校でできているのであれば、総合学習でそういったふれあいの場をたくさんつくっていったら、子どもたちもふれあいが多くなるのではないかなと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

コロナの3年で対面が出来なくなったということは非常に大きいと思いますけれども、コロナもまた流行するかもしれませんが、出来る限り対面ということは大事だと思います。

総合的な学習の時間に、カリキュラムとして入れていくことが大事なのと、もう1点、そういった成功事例を教育委員会で集めて、この学校では赤ちゃんとふれあうということをやっている、その学校に問い合わせをすれば、例えば企業やNPOなど、ここに相談すればそういった機会と一緒につくれるといった案内をしてもらうといいと思います。

(副会長)

城南区の城西中学校で勤務していますが、数年前から、中学3年生を対象に「赤ちゃん抱っこ」という活動をずっと続けています。

PTAと地域が主体になっていて、保育園だとか、地域の子育て交流サロンだとか、または現在育休を取っている教職員の子どもたちに声掛けをして、毎年40組くらいの赤ちゃんとお母さんが学校に来てくれて、教室で抱っこするという体験をしています。

会長がおっしゃるように、これは非常に子どもたちの心の教育に効果があるということと、子どもを育てることの楽しさとか大変さとか、子どもが抱っこしてお母さんの手がちょっと空いたときに横でずっと話をしてくれて、とてもいい活動だなと思います。

ただ、赤ちゃんを集めるということが非常に大変なので、学校だけではとてもできませんから、PTAの学年委員に中心となって動いていただいて、また地域のコーディネーターにはPTAのOBがいますので、そういった方に協力を仰いでいます。

最後はスーパーマーケットでベビーカーを押しているお母さんにチラシを配って、城西中学校に遊びに来ませんかという声をかけて、何とか集めているような状況で、大変ではありますが、職員はいつもやってよかったねと。子どもたちもすごく楽しかったですとか、感動しましたとか、赤ちゃんが柔らかかったとか、匂いがよかったとか、色々な感想が出てきて、おすすめの活動です。

この活動ですが、コロナ下でも止まりませんでした。コロナ下でも絶対にやろうと言ったら、赤ちゃんを連れてきてくれるお母さんがいて、マスクや手洗いをしながらやっていったという経緯があります。

今年も9月に行いますので、ぜひ参考になればと思います。

(会長)

ありがとうございます。素晴らしい取組みだと思います。

この時に学校の大変さの理解をしていただくのと、予算が必要だと思います。継続的に実施するためには、集まったお母さん方や中心になるコーディネーターへの謝礼を予算化して、実施したい学校が手を挙げたら、こういう予算がつくと言えることが必要と思っています。

そのほか、どうぞ。

(委員)

県警少年課に少年サポートセンターというところがあります。先日、職員が保育園でチャイルドケア講演をしましたが、育児の悩みを持つ保護者が多いと感じました。相談できる窓口は今もあるんでしょうが、育児をしている保護者にそういった場所を届けるような施策があればいいと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

中絶数はずっと増加していて、特に 10 代など望まない妊娠は結構あると思います。それから若くして産んだ時にどこに相談すればいいのか分からないということですから、どうぞ。

(事務局)

こども政策課長でございます。

一般的な子育て家庭の相談窓口で申し上げますと、区役所の関係課がご相談に応じるほか、市内に 14 箇所ございます子どもプラザは、子どもの遊び場や親同士の交流の場などにもなっておりますけれども、こういったところでも相談ができます。

また、児童福祉法が改正され、より身近な地域に子育ての相談窓口をつくるよう各自治体へ求められていることを受けまして、福岡市では今年度から子どもプラザや保育所などでも身近な窓口として相談ができる環境を随時整えている状況でございます。

今の説明については、リアルな相談窓口ですけれども、それ以外にも、SNS、オンラインでの相談窓口も設けているところでございます。

それと望まない妊娠とおっしゃいましたけれども、これに関しましては、妊娠から出産後の一定期間まで伴走型でサポートをするこももティエという施設を設けているところでございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。そのほかありますか。

最後に 1 点ですが、児童手当も拡充されてきていると思いますけれども、経済的な負担を少しでも減らすようにという視点で具体的なところを考えていただけたらと思います。

では、次に「子どもの遊び・活動の場」について、ご意見どうぞ。

(委員)

本校は都心部にありますので、当然、遊び場については不足しているというのが実感です。

お聞きしたいのは、この活動の場とは具体的にどういうものを想定しているのかということと、子どもたちの安全確保をどう考えているかというところですが、素人の考えで思いつくところが、公園や学校の校庭開放かと思いますが、校庭開放になりますとどうしても支援員の見守りが必要であるということになります。今は支援員のなり手を見つけることが非常に難しく、場所はあるけれども、PTAや地域の方に協力していただいて、ギリギリ確保しているという状況です。このような見守りの体制をどうするのかということがまず1点です。

次に、資料に記載された「夏場の屋内」となると、非常に難しいところがあるのではないかと思います。これも素人考えで思いますのは、学校の体育館の開放ではなかろうかと思いますが、クーラーのない中で、夏場の体育館で遊ばせるというのは非常に難しい。今は部活動の練習でも熱中症の危険があるから途中でやめなさいといったことがある中で、夏場に屋内で子どもたちが思い切って遊べる場というのはどこがあるのか。学校にエアコンを入れることは、今の施設の作り上、非常に難しいのではなかろうかと思います。

そうすると、他に考えられるのは、学校の図書館の例えば土日の開放。こうなるとまた施設の管理上、安全面では非常に難しいところがあるかと思うのですが、先ほどの安全管理、さらに具体的な夏場の屋内とはどういった案があるのかを教えてくださいたいと思います。

(会長)

はい、では事務局よろしく申し上げます。

(事務局)

こども政策課長でございます。

本日お示ししているのは、施策強化の方向性でございますので、具体的なアイデアまで現時点で整理できているという状況ではございませんけれども、おっしゃっていただいたような見守りの体制と併せて、具体的に検討していく必要があると認識しております。以上でございます。

(会長)

その他に事務局からはありますか。

次回までに、具体的な見守り支援体制とどういう場所があるのか、具体的な案を報告していただくことは可能でしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

次回は素案までお示ししたいと思いますけれども、具体策をどこまで含めるのかについては、関係課と協議をさせていただければと思っております。以上でございます。

(会長)

これは予算との関係もあると思いますので、ここではある程度の方向性と具体的にはこういった方法もありますというものが提案できて、議会がいつあるんでしょうか。

(事務局)

子ども総合計画の始期が令和7年度からでございますので、7年度予算を上程する議会で申しますと、年度末に召集されます。

(会長)

色々なことをするためには、予算を考えていく必要があると思います。抽象的な方向性だけでなく、具体的にどうするのかということが必要になるので、できるかどうかは別として、具体的な考えを提案し、それに予算を付けていただくということがいいと思っています。ここで話し合うことが、実際に具現化されていくということが大事な点。

委員がおっしゃったように、体育館にクーラーを付けないと、この暑い中で体育館に集めても熱中症になるリスクが高い。図書室は非常にいい案だと思いますけれども、見守りするための人や安全管理上の問題もありますので、そこも含めて次回少し話をさせていただけたらと思います。

(事務局)

1点補足させていただくと、計画期間は7年度からの5年間ですので、必ずしも、方向性に沿ったすべての施策を7年度予算に計上できるわけではございません。以上でございます。

(会長)

もちろんです。ただ、こういった場を持つ訳ですから、出来るだけ具体的な施策に落とし込んでいくことが大事だと思っていますので、少し無理をしていただいて、予算をぜひ獲得していただくようお願いしたいと思います。

そのほか、「子どもの遊び・活動の場」で何かありますか。

1点、公園は身近にありますけれども、キャッチボールができなかったり、ボール遊びができなかったりするところは結構ありますよね。校庭は校庭開放支援員がいればボール遊びができると思いますけれども、それも早く終わってしまう。公園でボール遊びができる場所はどれくらいあるんでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

公園を所管する部署に確認をしないと数は分らないところでございますけれども、公園ごとの種別がございまして、運動公園と呼ばれているような公園であればもちろんできると思いますが、もっと規模の小さい地域の公園になってまいりますと、それぞれの公園を管理する団体がどういったルールにしているかによって、取扱いが異なってくるところかと認識しております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

昔は近くの空き地などでボール遊びなどできていたものが、今はできない状況なので、そういった場を確保していけたらいいと思いますし、その基になるデータはあればいいかと思います。

(委員)

公園は、管理をしている自治体や町内の会長たちがボール遊びを認めたらボール遊びをしてもいいということをこの間、公園課に聞いてきました。ボール遊びができないから、遊べないということと聞いたところ、自治会でボール遊びが認められるのであれば、ボール遊びはダメですという掲示は消しますということでした。

(会長)

貴重な情報ありがとうございます。そうやって地域で意見をまとめて言っていただけたら、子どもたちにとってもいいかなと。

この点で他にありますか。

(委員)

オリンピック競技にもなったスケートボードですが、夜間に固いアスファルトの上でやっていて、結構、騒音苦情なども入っております。スケートボードも今回の「子どもの遊び・活動の場」にも含まれますか。

(会長)

都市部では、スケートボード等の遊び場を確保しているところもありますよね。電車の高架下などにつくるといったアイデアは大事だと思います。

また、そこを誰が管理するのかということになりますが、前回の東京オリンピックのときは、刺激を受けて、道路でやる子どもたちが増えたと思います。そのときにどう場所を確保するのかということは、行政の仕事かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

確かにオリンピックでスケートボードが盛り上がりを見せているところでございまして、福岡市では、もう少し先ですけれども競艇場の近くにスケートボードができる場所を整備する方向で進めております。ここで言う遊び場は、スケートボード場までは想定しておりません。以上でございます。

(会長)

今のニーズが、これまでのニーズと変わってきているので、そういうところを広げていただけたらと思います。

あと最後に1点、子ども会についてですが、解散しているところも多くなって、子ども会が成り立たないところや子ども会がないところも増えてきていると思います。子ども同士が小学校単位でふれあう機会さえもなく、それを補ってきたのは子ども会だったと思いますけれども、子ども会がどういう現状で、今後行政としてどのようなバックアップをするのかお聞かせ願います。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

おっしゃるように、福岡市子ども会育成連合会という組織に加入している子どもの数は減ってきている状況です。コロナの期間に下がったこともあると思います。他にも、子ども自身が忙しいとか、共働きにより負担感が増えているといった保護者の声を聞くこともあります。

福岡市子ども会育成連合会に加入していなくても、地域で子ども会活動をされている方はいらっしゃいます。こども未来局としましては、そういった方々に対しても、地域子ども育成事業という事業を行い、子ども会やPTAをはじめ、子どもの育成活動をする団体の支援をしております。こういった支援を通して、子どもや保護者の繋がりを深めていきたいと思っています。以上です。

(事務局)

福岡市子ども会で理事をやっておりました。

確かに子ども会の人数は減っています。コロナも要因にありますけれども、やはり保護者が共働きで、子どもは子ども会に入りたいけれども、保護者が行かないようにしているところが多いです。

まず、子ども会というのは、町内、校区、区、市、九州、全国の子ども会とあって、福岡市子ども会に入るには、1年間で200円の安全会費を払わないと会員になれません。

私の校区でもそうですが、単位校区で活動しているところはたくさんあります。ただ、校区に入って、区に入って、何が魅力なのかという点で私たちも本当に悩んでいます。どうやったら子どもたちが楽しんでくれるのかということを一生懸命考えています。

子ども会では、子どもが主体で子どもが一生懸命やる。今は大人が子どもを遊ばすという感じになっています。昔は子どもたちで一生懸命いろんなことを考えて計画をして遊ぶという縦社会・横社会というのがありましたけれども、今はそれがなくて、保護者が子どもを楽しませているという形になっているので、東区では、ジュニアリーダー、シニアリーダーというものがあって、中学生、高校生、大学生が一生懸命に企画を考えて、小学生が楽しく色々なことを学べるよう努力しております。

会員を徐々に増やしていこうと頑張っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

PTAも任意団体で減っていて、子ども会はずっと減ってきている。その中でも主体的にやってい

らっしゃる方もいるので、その情報をどうやって集めて、どうバックアップしていくか。子ども食堂も任意でやっていたところに、子どもたち、特に食事が大変な子どもが集まって、なぜ来るかというと、そこに食やふれあいがあるからですね。だから、そういう任意でやっているところの情報をどう集めて支援していくかは、必要と考えております。

では次に進みたいと思います。では「困難を抱える子ども・若者への支援」ですが、これを2つに分けたいと思います。いじめの認知件数や不登校児童生徒の増加のことについて、ご意見よろしくをお願いいたします。

(委員)

子育てをしている親としての話をさせていただきたいと思いますが、いじめはダメだと思いますけれども、不登校という言葉は現状どちらかというとマイナスなイメージが強いのではないかと個人的に感じています。現代日本では義務教育で、小学校、中学校に行くのが当たり前になっているし、行くべきだと私も思っています。

中学生の娘がいますが、今は学校に行っていないです。かといって、学校でいじめにあっているといたったわけでもないです。ただ、彼女とずっと話していて、彼女は漫画家になりたいという思いがあって、とにかくその勉強をしたいんです。10月に宮古島でアニソンプェスという面白いイベントがあって、島をあげて宮古島や沖縄本土の不登校の子たちにも来てもらって大いに遊ばせようという企画が進んでいて、その実行委員の方が、娘が作っている作品を見て、出展を提案してくださって、出展するための作品づくりをしています。彼女は学校に行くことではなく、自分の将来に向けてやりたいことをやるために、生き方を自分で選んだんですね。それを親としてはすごく応援してあげたいと思って、宮古島に行くための往復の飛行機代と宿代と出展料が3日間でいくらかかるから、3日間で売り上げてきなよといった話をしているところなんですけれども、不登校イコールマイナスという感覚がすごく強いですけど、恐らくうちの子のように自分でやりたいことが溢れていて学校に行かないという選択をしている方もいっぱいいると思うので、マイナスのイメージを払拭したいということを、行政にもご協力いただけるとすごく嬉しいと1人の親として思っているところでした。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

学校恐怖症から登校拒否へ、登校拒否から不登校に呼び方が変わって、現在、ある自治体では不登校という呼び方を変えようとしているところもありますので、ネーミングをどうするかということも検討課題だと思います。

そのほかありますでしょうか。

(委員)

前回の専門委員会でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常駐という話が出ていたようで、中学校に教育相談コーディネーターとって不登校の対応を中心とする教員が配置

されていると思いますが、本校は現在、文科省の指定を受けて不登校の対策について研究をしているところでございます、小学校にもそのような教員が配置されています。

不登校対応への優先順位が一番高い教員が配置されるということで、中学校ブロックに1人の教員でブロック内の小学校に来て話し合うよりも、各小学校への不登校対応の教育相談コーディネーターの配置が望まれるのではないかと考えています。現在、本校としては、優先順位が一番に不登校のことを考えている先生がいるということは、非常に効果的だと思っていますところでは。

もう1点は、教室には入れないけれども、別室であれば登校できる子どもがおりますが、その子どもたちの居場所がそれぞれの学校に任されているのではないかと考えています。本校の中学校には、ステップルームという名前で教室が1つありますが、他校に聞くと、なかなか場所がないというところもあります。こういった居場所づくりは必要ですから、教室として確保できないものかと思っていますところでは。

(会長)

はい、ありがとうございます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという専門家がいますが、専門家につないだり、先生方をサポートしたりするために常駐している教育相談コーディネーターの配置が必要ではないかということでした。その方の資質やスキルにもよると思いますけれども。それと居場所についてです。いかがでしょうか。

(事務局)

教育相談課長でございます。

福岡市では中学校区に1人ずつ、教育相談コーディネーターとして、正規の職員を配置しております。全国的に見ると、この教育相談コーディネーター職があることだけでも非常に先進的だろうと思っています。ただ、会長がおっしゃったように、個人の資質、スキル、人柄などに応じて、学校にとって大きな力を発揮できているかどうかについては、もしかすると差があるのかもしれない。

小学校にも是非というお話がありますが、現在通常の小学校、中学校でも、なかなか先生が足りないところに、中学校のような教育相談コーディネーターの配置がすぐに叶うかというところ、今の段階では大変難しだろうと考えます。そこで、現在は、各中学校に配置されています教育相談コーディネーターの方々には、中学校区の小学校にも出向いていただいて、兄弟関係や地域の中で子どもたちがどう育っているのか、どういったサポートを受けているのかということを十分に把握してくださいというふうをお願いをしているところでございます。

次に、これは居場所と捉えたらいいのか、学びの場と捉えたらいいのかというところありますが、委員ご指摘のとおり、小学校においても、お部屋を確保して、その学校なりのステップルームを作っているところはあります。ところが、教室や人的資源が足りないこともあり、中学校のようにステップルームがあっても、そこに行けば教育相談コーディネーターの先生がいるというような整備はまだできていないのが現状でございます。

この状態を少しでも改善したいと考え、今年度より、子どもたちの安全を見ていただく教育支援員を有償ボランティアとして、まずは 28 校に配置しているところでございます。今後も子どもたちの安全を確保するための人材の学校への配置を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

教育相談コーディネーターの件ですが、教員のなり手がいない、教員の多忙、そして学級が荒れたら担任が 2 人になって、教務主任や教頭が担任に入る、そういったことが多いと思います。その中で、教育コーディネーターに就いてもらいたい方が担任になっている現状があるのではないかと思います。先ほど事務局から説明があったように、まずは安全を確保して見守るということのために、学生サポーター制度というものが福岡市にあると思います。ボランティアで大学生を学校へ派遣するものですが、大学生からは、子どもたちとふれあいや授業のサポートのために行ったはずだけど、印刷などの雑務を頼まれて、満足感が得られず、そのうちに足が遠のいていくと聞いたことがあります。大学生がいるということは、安全確保の面もありますけれども、大学生ってこういうことを勉強するんだとか、不登校の子どものロールモデルになると思います。だから、学生サポーター制度は、20 年位前からあると思いますけれども、それをうまく活用できないかと思いました。

次に、不登校やいじめと離れますけれども、1 番は自殺予防だと思います。ゴールデンウィーク後、夏休み後といった長期休みの後に子どもの自殺がグッと増える、自殺特異日と言われています。その時に考えるのは、色々と電話相談や LINE 相談がありますけれども、スクールカウンセラーを 8 月の盆明けの学校に 2 日間でも常駐させて、何か困ったことがあればスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいるから、そこに電話してというような形をとれないか。そこには予算が絡んでくると思います。スクールカウンセラーは結構日給が高いので、大変だと思いますけれども、自殺特異日は 3、4 年前に広まったところですが、コロナになって、そういったものの認識もちょっと減ってきています。電話相談でもいいんですが、やはり対面で相談するというのがとても大事だと思いますし、子ども会に行かなくちゃいけない、どこどこに行かなくちゃいけないというと、物理的なハードルが高くなりますが、学校であれば来やすいと思います。そういう仕組みを長期休み終了前に、1 日でも 2 日でもいいですが、本人でも保護者でも、電話相談や対面相談ができるという仕組みが必要ではないかとずっと思っていますが、いかがでしょうか。

(事務局)

教育相談課長でございます。

会長におっしゃっていただいたアイデアは、スクールカウンセラー、スーパーバイザーにしっかり検討していただきたいと考えます。また、学校に出向くことが難しいと言われる保護者の方が増えていらっしゃることもあり、昨年度と今年度ですべての学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーがオンラインでも保護者と繋がるようにタブレット端末を専用で配置しま

して、少しでも保護者の方々から自分の隙間時間で相談を持ちかけていただけるような体制を組んでいるところでございます。先ほどのご意見をありがたく頂戴して、検討していきたいと思います。

(会長)

何年か前からずっと言っているのですが、なかなか実現していないので、この場で改めて。予算も絡みますので、スクールカウンセラーをどう有効に活用していくか。子どもが1人亡くなると、100人以上に影響するわけですね。その後、経済的コストがかかる。なぜかという、調査委員会を開いて、色々なケアをしないといけない。いじめの事案に関して言えば、関西では、その事案の解決に向かって2,000万円のコストがかかったと。平均400万円、500万円はかかるわけです。調査委員や弁護士の謝礼、裁判費用、事務的なこととか。そういった面も含め、予防をどうしていくのかということを考えていただければと思います。

(委員)

不登校の件で、学校の日中の時間帯には行けないけど、部活だけ行きたいというパターンがすごくあると思います。うちの子もそうですが、部活に行きたいと言って、顧問の先生に相談をしました。その先生おひとりの考え方だと思いますけど、顧問の先生からは、部活は1日学校を頑張ったご褒美だからダメだよと言われて、うちの子は部活に行けていません。僕も学生の頃に不登校の友達が沢山いましたが、部活だけは来る子もいました。部活が終わったら帰るといった子も沢山いて、先生が色々な判断をしているところもあるし、学校、教育委員会としては開かれている場なのかもしれないし、私にはわからない部分ですけども、部活だけに行くという通い方も、もう少し間口が広がると、もしかしたら学校に足を運ぶ回数が増えていくことになるのかなというふうに思いましたので、お伝えをさせていただければと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。これは校長先生の判断などになりますか。

(委員)

やはりそういった相談は以前より増えている気がします。最後は学校長の判断だと思います。今、福岡市では、不登校の子たちの復帰率を65パーセントにしようかと数年前から目標に掲げていますが、統計をとると平均でまだ30パーセント台になっているとか、本校でもまだ50パーセントいかないぐらいです。

なんとか子どもが輝ける場所や、1日の中で本当に心から笑えるような瞬間とかだけでも引き出していけたらと思ったときに、その子が部活動の中で関係を作ったり、大きな発散ができるような場があるのであれば、私は部活動の参加を認める、部活動だけでもいいからおいでよと認めてあげたいなと。

だけど、そこから次のステップで、部活動で少しこういうことができたから、次は何か他に少しできることないかなとか、最終的には学校生活の中でしか学べない人間関係とか、嫌なことを我慢

してやるとか、色々あると思うので、そこには価値がやはりありますから、部活動から少しずつ学校の生活にと繋げていけたらいいなとは思っています。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

最終的には校長先生の判断だと思います。校長先生が、不登校の子のことを理解して、部活だけでもいいよ、給食だけでもいいよから始めて、そこで温まってきたら次のステップにというような支援をしていくといいのかなと思いました。

事務局からも何かございますか。

(事務局)

校長先生からお話いただき、ありがとうございました。

実際にはケースバイケースだと思います。子どもが部活だけに学校に来たときに、周りの子どもがどういう反応を示すだろうとか、どういう思いを向けるだろうということを十分に検討した上で、対応する必要があると思いますので、ぜひ校長先生や学年の先生、担任の先生を交えて、最もいい方法はどうだろう、まず1歩目として何がふさわしいだろうということを具体的にお話いただくのがいいのではないかと考えています。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

先ほど子どもの自死の話があったと思いますが、会長がおっしゃったように、ある一定のタイミングで学校は目を光らせて、子どものSOSを見逃さないようにしています。その時に、これは急がなくちゃいけないというケースがいくつか出てきます。早く医療機関に繋がりたいにも関わらず、1か月待ち、2か月待ちで、スクールカウンセラーでは対応できない案件を学校が抱えてしまうということがあって、そのような急を要する時に、心療内科とつないでくれる行政のシステムがあれば、なお嬉しいと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

スクールカウンセラーは話を聞くのがメインで薬も処方できないし、委員がおっしゃったように、いかに病院と早くつながるか、オーバードーズやリストカットは精神疾患の可能性もあるので、病院と緊急でつながらないといけない。そこを学校だけでは無理なので、教育委員会にそういった窓口を作ってもらって、緊急の場合は病院につながる。例えば、九州大学の児童精神科、福岡市でもそんなに多くないですが児童精神科があるクリニックなどと提携して、緊急で引き受けてもらえるようなシステムを作るといったことは、とても大事なことでと思います。

やはりアウトリーチで防いでいかないと、待っているだけでは子どもはどんどん落ち込んでいきますので、まず保護者の話を聞いて、本人の話を聞いて、アウトリーチでも聞いて、病院につなぐ必要があれば本人を説得して病院につなぐ。そこで、1か月待ちと言われても、その時にはもう子どもがいなくなっている可能性もあるわけで、行政として病院と連携した緊急の窓口をどう作るかということは大きな課題だと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

精神保健福祉センター副所長でございます。

福岡市の場合は、学校現場などでカウンセラーが対応されているところがありますが、今、国では、子ども・若者の自殺危機対応チームというものを作っていて、学校からの要請があったときに個別の判断をして、医師や精神保健福祉士などの他職種がチームを作って対応していくというようなことを進めていくということです。都道府県や政令市にそういったものを設置していくようにという働きかけがあっているような状況でございまして、保健医療局は厚生労働省の予算等の管轄になりますので、今後、教育委員会と実際どういうニーズがあるのかどうかも含めて協議させていただいて、検討していきたいと考えているところでございます。

(会長)

ありがとうございます。

精神保健福祉センターと教育委員会と連携して、ぜひ緊急対応の窓口、それから児童精神科医につなげて助けていけるようなところを作っていただけたらと思います。

(事務局)

こども政策課長でございます。

補足ですけれども、こども未来局でも一人一台端末で子どもたちが相談をできる、子どもタブレット相談を実施しておりまして、1か月先でないスクールカウンセラーと相談できない状況でも、端末を使って気軽に匿名で相談ができます。担当課ではございませんので、相談内容をつぶさに把握しておりませんけれども、子ども自身の心身の健康や保健といった分野の相談も多いとは聞いてございますので、そういった自死に関するような本人からのSOSが出たときに速やかにつないでいけるような体制については、こども未来局としても関係部局と連携して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ぜひともそういう窓口を作っていただけたらと思います。

私から2点ありまして、1点目が、フリースクールに行きたいという子どももいると思います。適応指導教室だと学校長の判断で出席扱いですが、フリースクールにも色々な形があって、出欠については、どのような取扱いになっているのでしょうか。

(事務局)

教育相談課長でございます。

フリースクールにつきましては、まず保護者から出席扱いができるか学校へ投げかけていただいて、管理職の先生から教育委員会へお話をいただいています。その後、学校の管理職の先生にフリースクールへ足を運んでいただいて、どういう学びの場が提供されているのか、誰が学びを提供しているのか、行われていることはどんなことで子どもの育ちに役に立っているのかといったところを見ていただいています。その結果について学校から教育委員会へ報告をいただき、学校と教育委員会と一緒に、出席扱いとするかの判断をしているところでございます。

(会長)

ありがとうございます。

丁寧に個別のケースごとで判断されているということはとても良いことだと思います。

2点目ですが、いじめの認知件数が増えているということはとてもいいことだと思います。ただ、小学校の低学年はからかいやじゃれあいでも、思春期以降のからかいやじゃれあいになると、いじめに入ってきて、発達段階で受け取る側のダメージが違ってくると思いますけれども、先ほども言いましたように、事後対応ではなく、予防教育がとても大事だと思っています。

4月の段階で小学1年生から中学3年生までに対して、今までどういったいじめやからかいがあったということを聞いて、私がやっている場合は法律から入りますけれども、からかったら名誉毀損罪、物を取ったら窃盗罪、脅したら脅迫罪というように、法律に関連付けて気づかせるようなことをやっています。

4月は先生方がとても忙しいと思いますけれども、最初の黄金の1週間とか3日間とか言いますが、これは心理学的に初頭効果で非常に記憶に残りやすいので、1時間でいいので学級担任でもいいし、小学6年生や中学2年生などのポイントにある学年にはスクールカウンセラーが入ったり、弁護士を呼んだりして、いじめの予防教育をやっていくこともあっていいと思います。そして、もしいじめにあっていたらどうするかということを見習い生に伝える。また、いじめに関して言えば、保護者のクレームに非常につながりやすいので、保護者に対しても研修会が必要だと思いますが、予防教育と保護者対応について、教育委員会はどうお考えでしょうか。

(事務局)

安全・安心推進課長でございます。

ご指摘のとおり、いじめについては予防教育が非常に重要であると考えております。校長会の先生方がいらっしゃる前で恐縮ではございますけれども、4月は異動直後で大変でございますので、だいたい5月から6月ぐらいにかけて、通称Q-Uアンケートという、いわゆる学校生活アンケートというものを福岡市では小学校1年生から中学校3年生に実施しております。

それぞれの児童生徒のクラスの中での立ち位置や1人ずつの抱えている問題を目でわかるような形でお返しして、個々に対応できる体制をとって進めているところでございます。

また、資料にも書いておりますけども、毎月、教育相談アンケートを行っています。学校ごとにやっている内容は少しずつ違うかと思いますが、学校生活の中で何か嫌なことがなかったでしょうかとといった質問等により、いじめに関する情報をしっかり掴んで、早期に発見するということをやっております。教育委員会としても、いじめの早期発見、早期対応は非常に重要だと考えております。

それと、保護者向けの研修ではありませんが、昨今、いじめの深刻化に伴いまして、当事者の方が早い段階で代理人、つまり弁護士を立てるというケースがありまして、学校の先生も管理職を含めて、法的な対応をどうしたらいいのかが非常に分かりにくい、またはぜひ相談できる人がいないだろうかというご要望がございまして、昨年4月から弁護士に市の任期付職員になっていただきましたので、私の隣には課長職で弁護士がおります。学校から日々、相談がありますので、学校へ出向いて、保護者からあったご要望だとかに対して、どういった対応であれば法的に問題がないかと。教育委員会では、通称スクールロイヤーという職種も採用し、学校現場の法的対応について、適正かつ先生方の負担軽減にも取り組んでいるところでございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

スクールロイヤー制度を積極的に導入している自治体もありますので、ぜひとも学校現場の中で活用していただけたらと思います。

Q-U アンケートのことがありましたけれども、紙媒体ですよ。紙媒体で実施して、それを業者に頼んで、フィードバック対応が7月の中旬以降で、先生が多忙の中、1枚ずつチェックされて、クラスの中で要支援群に入っているのはなぜだろうといった確認をされてある学校はいいのですが、アンケートを取ったけれども、なかなか見てくれないとかがあると、せっかく書いたのに、自分のことは何も気にかけてくれないということも起こるので、少し単価が高いので予算を付けないといけませんけれども、ウェブ版のQ-U アンケートもあって、先生方の負担にならない形で、でもここは先生方が忙しくても、30人分くらいのQ-U アンケートを見るのは10分で終わるので、そこを徹底するとして、もしSOSがあったらすぐに対応するというような形が必要ではないかと今のお話を聞きながら思いました。

最後にもう1点。学校に行きたいけれども、行けない。その時に、先生方が楽しい、面白い授業をすることがとても大事だと思います。授業研究をやれということではなく、子どもが楽しむ、自ら学んでいくような授業作りをしていくことがとても大事だろうと思います。

佐賀県のある中学校では、知識注入型ではなくて、生徒同士が関わり合って問題を解いていく、考えていくという授業の仕組みを作ったら、不登校が減ったという事例もあります。

つまり、どういうことが必要かという、先生方がゆっくりと安心して授業研究に取り組める時間をいかに確保するか。働き方改革で色々と言われていますけれども、先生方の事務量や負担は大きなものがあるので、人的な配置とか、教育予算をつけるとか、OECDの中でGDPの教育費の負担割合が日本は第7位になっていて、そこは国の問題ですけども、福岡市独自で教育にこれだけ予算をかけて、こういう人材を成長させて、こういう取り組みをしますということ、もっと具体的なレ

ベルで考えていけたらいいと思います。

先生方が本当にご多忙で辞める先生も非常に多くなっていて、あと5年経ったら教育はどうなるのだろうと個人的には危惧していますので、先生方がもっと楽しくなれて、ゆっくりと子どもと向き合える時間をどう確保していくのか、仕事量を減らしていくということも必要ではないかと思っています。

最後に、子ども・若者の悩みの多様化・複雑化について伺いたいと思います。何かありましたらどうぞ。

(委員)

おそらく警固界限も含めて挙げていただいているのではないかと思います。先ほど会長が言われた通りアウトリーチ型の支援が必要だと思っています。ここに施策強化の方向性で書いていただいているので大変ありがたいところですが、アウトリーチでつながった後に、相談や支援につなげるための話を聞く一時的な居場所も必要だということを、あるNPOさんから聞いたことがあります。そういうところまで、施策の方向性として検討していただけるとありがたいと思いました。

(会長)

指導や補導の次の話で、児童相談所の一時保護所に行ったら、そんなのは嫌だと言って、ますます来なくなる。そこで、NPOなどの緩やかなところで、子どもの話を聞くとか、虐待を受けていたらサポートするとか、そういう場が必要ではないかというご意見だったと思いますが、いかがですか。

(事務局)

こども健全育成課でございます。

週1回ではございますが、今年4月から舞鶴庁舎に居場所を開設しているほか、若者を支援する民間団体が、若者が常に来れるような色々な居場所を開設しておりまして、そこに対して福岡市は助成を行っている状況です。

これからも、このような団体が運営を続けていける支援を続けたいと思っていますし、警固界限に関しましては、県警や福岡県などの関係機関と連携して、若者の支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

前回もありましたけれども、警察、福祉、教育とどう連携していくのかというところが大事なかなと思います。

参考資料3を見ていますと、18～39歳の悩みや心配には「家計、金銭こと」、「家庭・家族のこと」などが上位にあがっております。若者サポートステーションってありますが、ここと行政はどのような連携をされているのでしょうか。

(事務局)

こども健全育成課長でございます。

若者サポートステーションには、こども未来局が所管しております若者支援地域協議会のメンバーになっていただいております、定期的に情報交換等を行っております。以上です。

(会長)

先ほどの警固界限の子どもも、アウトリーチから先にどうつなげるかという選択肢をいくつも用意しておく必要があるかと思っております。

はい、そのほかありますか。私が話しすぎましたが、こういう場でないとなかなか意見が伝わらないので、色々話をさせていただきましたけれども、委員の皆さんからも貴重なご意見をいただきました。こういう意見を具体的な施策に移していただけたらと思います。

(委員)

現計画期間中の主な取組みに「若年層の薬物乱用防止」とあります。昨日の夕刊に中高生が SNS で薬物を入手しているという新聞記事もありましたが、中高生の薬物乱用が増えています。あと、SNS の被害も低年齢化していますし、逆に児童ポルノの加害者になる少年もいますので、この部分は現状と主な課題にも含まれるのではないかと思います。

(事務局)

こども政策課長でございます。

計画の中では薬物乱用防止といった内容も盛り込みながら、しっかりと施策の検討をして参りたいと考えております。以上でございます。

(会長)

先ほど申し上げたいじめ予防の授業ですが、その中で薬物や SNS の使い方も必要だと思います。グループラインで外されたといういじめがショックで自殺する子どもも多いので、教育のカリキュラムの中にしっかりと位置付けることは大事かと思います。

皆さんの色々なご意見を受けながら、中身の濃い具体的なレベルまで掘り下げた議論になったと思います。事務局でのとりまとめはとても大変だったと思います。これに予算がついて、実際の施策へつながればいいと思っています。

議題については、事務局の提案通りでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、事務局の提案通りでよろしいということで。事務局にお返しします。

閉会

(事務局)

会長、副会長並びに委員の皆様、本日は熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえまして、第3回専門委員会では、計画の素案としてお示しをしたいと考えております。

それでは最後に、事務連絡でございます。

本日の会議につきましては、会議録を作成し、公表させていただくこととしております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日、事務局よりメールまたは郵送でお送りいたしますのでご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費のお支払いに関しまして、ご持参いただいた書類のご提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に、受付へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、次回の専門委員会は7月下旬を予定しているところでございます。日程等につきましては、改めてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日お配りをしております資料につきましては、ご不要でございましたらそのまま置いてお帰りください。

これをもちまして、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会